

厚生保健委員会

こども家庭部子育て支援課

ひとり親家庭等支援金の支給に係る事前通知について

1 概要

物価高騰等により経済的な影響を受けている低所得のひとり親世帯を支援するため、市内企業からの寄附金を活用し、児童扶養手当受給世帯の子ども一人につき3万円の生活支援金を支給する。

本事業予算の議決に先立ち、支給の準備行為として対象世帯に受取意思確認の通知を行うもの。

2 背景

- ・食料品費や光熱費等の高騰が続いており、子育て家庭の経済的負担が増えている。特に、ひとり親家庭では経済的に苦しい世帯が多く、子どもの生活への影響が懸念される。
- ・令和5年11月に市内企業から、経済的に困窮するひとり親家庭の子どもたちを援助したいと2億円の寄附があった。

3 事業内容

寄附金を活用し、困窮するひとり親家庭の子どもに対する「ひとり親家庭等支援金」を次のとおり支給するもの。

- (1) 支給対象者 児童扶養手当（令和5年11月期定期払）の受給者
- (2) 支給対象児童数 6,378人
- (3) 支給額 支給対象児童一人につき3万円
- (4) 支給方法 プッシュ型（申請不要）で支給
- (5) 支給時期 令和5年12月20日を予定
- (6) 事業費 2億円

4 寄附概要

- (1) 寄附者 株式会社エリジオンホールディングス（浜松市中区）
- (2) 寄附額 2億円
- (3) 寄附受入日 令和5年11月17日

5 対象者への通知

受取意思の確認のために、本日以降に市から事前通知^{*}を発送。受取を希望しない方のみ、市へ連絡をしていただく。

※予算議決前であることから、対象者宛ての通知文には「令和5年11月議会に提出の補正予算が成立後に支給する」旨を記載。